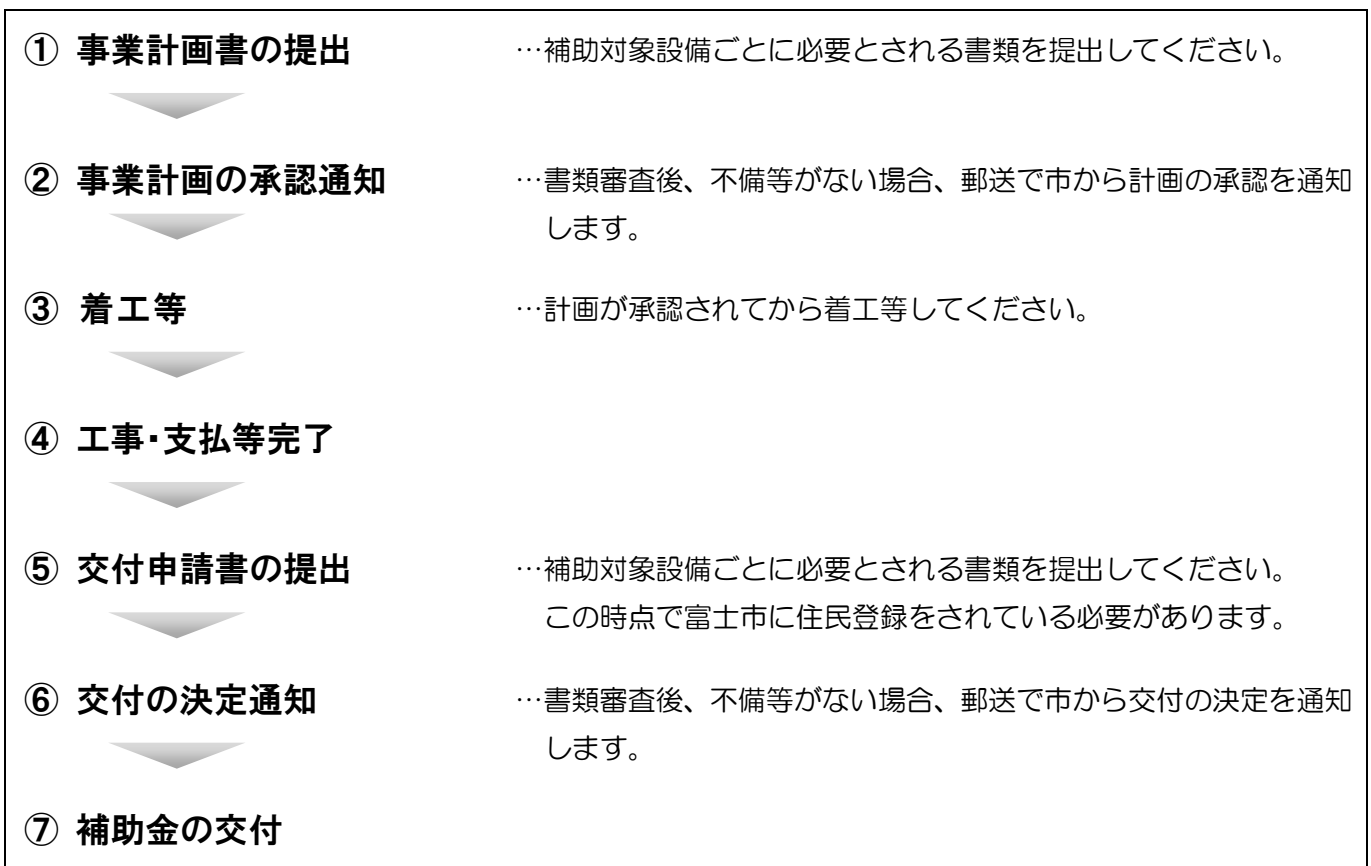


令和7年度 富士市市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 申請の手引き ＜高効率給湯器への改修＞

＜共通の要件等＞

- 着工等の前に事業計画書を提出し、承認を受けること。
- 事業完了後の交付申請時に富士市に住民登録していること。
- 市内の自ら居住する住宅（居住予定を含む）において対象設備等を導入・改修すること。
- 市町村税及び特別区税に未納付がないこと。

＜申請の流れ＞



【注意事項等】

- 必ず事業計画の承認を受けてから着工等してください。
- 書類を提出してから、通常2週間程度で計画承認・交付決定を通知予定ですが、書類の不備がある場合や、申請が混みあう時期には、さらにお時間をいただく場合がありますので、余裕をもって申請してください。

＜書類の提出先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100 郵送または窓口までご提出ください。

＜補助対象設備・機器＞

- エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム）
- エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ給湯器）
- ハイブリッド給湯器

＜事業計画書の提出期間＞

令和7年4月1日 から 令和7年11月末日 まで

※ エネファーム・エコキュート・ハイブリッド給湯器のいずれも予算額を超える申請があった場合、早期に受付を終了する場合があります。

＜補助率・額＞

■エネファーム

補助対象経費[税抜]の2分の1 （上限55万円）※千円未満切捨て

■エコキュート・ハイブリッド給湯器

補助対象経費[税抜]の2分の1 （上限23万円）※千円未満切捨て

※補助対象経費の詳細については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表第1 交付対象事業費：設備整備事業）」を参照すること。（ただし、リース等に係る経費を除く。）

＜交付申請(完了報告)期限＞

事業完了（複数の事業を実施する場合はすべての事業完了）から1か月以内

または 計画承認を受けた年度の11月末日 いずれか早い日まで

※ 期限までに事業が完了（施工・支払い・住所移転等）しない場合、補助金を交付できません。

＜補助対象要件＞

■共通の要件

- 既存住宅で改修を行うものであること（分譲マンションや賃貸（施設所有者の承諾を得ている場合に限る）も対象）
- 自己が所有するものであること（リース契約は対象外）

■エネファームの要件

- 一般社団法人燃料電池普及促進協会に製品登録されているものであること
【エネファームの機器登録リスト（一般社団法人燃料電池普及促進協会）】
http://www.fca-enefarm.org/registration_list.html
- 燃料電池ユニットと一体不可分ではないバックアップ熱源機にかかる費用は対象経費から除くこと

■エコキュートの要件

- 年間の二酸化炭素排出量が既存給湯器から30%以上削減されるものであること
- 専用の貯湯タンクを備えているものであること（ヒートポンプユニットのみのものは対象外）

■ハイブリッド給湯器の要件

- 年間の二酸化炭素排出量が既存給湯器から30%以上削減されるものであること
- 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKASA705）で年間給湯効率が108%以上のものであること

＜その他＞

- 申請の中止や事業内容の変更がある場合は、事業計画変更・中止届出書が必要です。

○対象となる設備について、重複して、国費を財源とする補助金等の併用はできません。

○補助対象が重複する、本市の補助金との併用はできません。

＜必要書類 【事業計画書提出時】＞

提出書類	備考
事業計画書（様式１）	ウェブページから様式をダウンロード
見積書等	補助対象経費の計算根拠となる明細が記載されていること
既存設備の仕様が確認できる書類	製品のカタログやパンフレット等（型番や燃料消費量などが確認できるページ）の写し ※エコキュート・ハイブリッド給湯器へ改修する場合のみ（エネファームの場合は不要）
導入する設備の仕様が確認できる書類	製品のカタログやパンフレット等（型番や年間給湯保温効率などが確認できるページ）の写し
施工前の写真	既存設備の写真
二酸化炭素排出量削減効果計算書	ウェブページから様式をダウンロード ※エコキュート・ハイブリッド給湯器へ改修する場合のみ（エネファームの場合は不要）
宣誓書（様式２）	ウェブページから様式をダウンロード

＜必要書類 【交付申請（完了報告）時】＞

提出書類	備考
交付申請書（第４号様式）	ウェブページから様式をダウンロード
領収書等の写し	複数枚ある場合はすべて。振込明細書、ローン契約書の写しでも可 「請求内訳がわかる書類」の金額と一致し、宛名は申請者名が記載されていること
請求内訳がわかる書類の写し	見積書・請求書等 ・領収書の金額と一致していること ・補助対象経費の計算根拠となる明細が記載されていること
施工後の写真	導入した設備全体、機器の銘板が写っているものを提出すること
住所を確認できる書類の写し（本人確認証）	運転免許証、旅券、住民票の写し（発行から３ヶ月以内のもの、コピー可）、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）のコピー
市税の完納証明書	・発行から３か月以内のもの（富士市在住の場合、市役所３階収納課で交付） ・市外から移転する場合は、居住していた市区町村の完納証明書（完納証明書の発行を行っていない場合は、「 <u>前年度</u> 」の市区町村民税 納税証明書）
住宅の位置を示す案内図	

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

＜本事業に関する問い合わせ先＞

富士市 環境部 環境総務課 脱炭素推進担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100

TEL 0545-55-2901

FAX 0545-51-0522

E-mail ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp